

乗車定員の考え方について

乗車定員について

○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)(抄)

(乗車定員及び最大積載量)

第81条 自動車の乗車定員に関し、保安基準第53条第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 **乗車定員は、運転者席、座席、座席に準ずる装置及び立席の定員の総和**とする。この場合において、患者輸送車、身体障害者輸送車又は救急車に備えられた寝台又は専ら車いすを設置するために設けられた場所に備えた車いすを固定するための空間と装置は、座席に準ずる装置として取り扱うものとする。

二 連続した座席の座席定員は、次によるものとする。

イ 幼児専用車以外の自動車にあっては、当該座席の幅を40cmで除して得た整数値とする。ただし、当該座席の幅から76cmを引いた値を40cmで除して得た整数値に2を加えた値を用いることができる。

ロ 幼児専用車にあっては、当該座席の幅を27cmで除して得た整数値とする。

三 **立席定員は、立席面積の合計を0.14㎡で除して得た整数値**とする。

四 立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車(次号の自動車を除く。)に備える**補助座席**にあっては、これを折りたたんだ状態により乗車定員を算出するものとする。ただし、次に掲げる自動車であって、座席定員を超えて旅客を運送しないものについては、補助座席を使用した状態として算出することができる。

イ 一般**貸切**旅客自動車運送事業用自動車

ロ 一般乗合旅客自動車運送事業用自動車のうち**長距離高速及び定期観光**に使用するもの

ハ **特定**旅客自動車運送事業用自動車

五 立席を有する専ら乗用の用に供する乗車定員11人以上の自動車で高速道路等において旅客を運送するものにあつては、当該立席を除いて乗車定員を算出するものとする。この場合において、補助座席を備える自動車にあっては、補助座席を使用した状態として座席定員を算出するものとする。

六 次に掲げる座席及び乗車装置を備える自動車の乗車定員は当該装置に乗車する小人数を1.5で除した整数値とその他の乗車装置に乗車する大人定員の和とする。

イ 幼児用座席を備える幼児専用車

ロ 専ら座席の用に供する床面の協定期則第145号の技術的な要件に定める基準に適合する取付具に年少者用補助乗車装置を備える自動車

ハ 協定期則第44号の技術的な要件(同規則第4改訂版補足第16改訂版の規則4.、6.から8.まで及び15.に限る。)に定める基準に適合する同規則2.1.2.4.2.に規定する装置(専ら年少者が着席するためのものに限る。)を備える自動車

○道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)(抄)

(乗車定員及び最大積載量)

第53条 **自動車の乗車定員**又は最大積載量は、本章の規定に適合して安全な運行を確保し、及び公害を防止できるものとして、**告示で定める基準に基づき算出される範囲内において乗車し又は積載することができる人員**又は物品の積載量**のうち最大のもの**とする。ただし、二輪の軽自動車(側車付二輪自動車を除く。)にあつては乗車定員2人以下、車両総重量2トン未満の被牽引自動車にあつては乗車定員なしとする。

2 前項の乗車定員は、12歳以上の者の数をもつて表すものとする。この場合において、12歳以上の者1人は、12歳未満の小児又は幼児1.5人に相当するものとする。